付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、近畿地方整備局総務部経理調達課（〒650―0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地　電話078―391―7576）においても当該一般競争参加資格の決定に係る申請を受け付ける。

⑯　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : NARUSE Eiji Vice Director General of Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Foundation work ⑴ of the incidental facility for the waterway, Port of Kobe

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 August 2020

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00　15 October 2020 (tenders brought with : 14 : 00　15 October 2020 or submitted by mail : 14 : 00　15 October 2020)

⑹　Contact point for tender documentation : YAMANAKA Hiroshi Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 29 Kaigandori Chuo-ku Kobe-city, 650―0024, Japan TEL 078―391―7576

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、電子契約システム対象案件である。

令和２年７月３日

支出負担行為担当官

九州地方整備局副局長　遠藤　仁彦

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

○第 13 号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　令和２年度福岡空港滑走路増設誘導路新設外工事（第４次）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　福岡県福岡市博多区福岡空港内

⑷　工事内容　本工事は、福岡空港の誘導路を新設するもので、準備工、構造物撤去工、空港舗装工、空港土工、付帯施設工、排水構造物工及び緑地工等を施工するものである。

⑸　工期　契約締結日から令和３年９月30日まで

⑹　本工事は、入札時に技術提案等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（ＷＴＯ型））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、施工内容を確実に実現できるかどうかを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑺　本工事は、若手の主任（監理）技術者を専任で指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、参加申請書の提出者が選択できるものとする。若手主任（監理）技術者は、昭和55年４月２日以降に生まれた者とする。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。（総合評価に係る技術提案の範囲を除く。）

⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑽　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

⑾　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑿　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）

⒀　本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

⒁　本工事は、見積参考資料開示の試行工事である。

⒂　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。

⒃　本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う対象工事である。

⒄　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。

⒅　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式）」、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、ＨＰにより公表する。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）であること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における空港等舗装工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑶　特定建設工事共同企業体のすべての構成員又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）にあっては、九州地方整備局における空港等舗装工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,050点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該空港等舗装工事における客観点数が1,050点以上の者であること。）

⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く）にあっては、平成17年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。

・供用中の空港（飛行場を含む）における、誘導路、滑走路又はエプロンの5,000㎡以上のアスファルト舗装工事

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成17年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。

・供用中の空港（飛行場を含む）における、誘導路、滑走路又はエプロンのアスファルト舗装工事

③　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１社が、平成17年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。

・供用中の空港（飛行場を含む）における、誘導路、滑走路又はエプロンの5,000㎡以上のアスファルト舗装工事

さらに、他の構成員は、平成17年度以降に元請けとして、次のいずれかの施工実績を有する者であること。

・供用中の空港（飛行場を含む）における、誘導路、滑走路又はエプロンのアスファルト舗装工事

なお、①、②及び③において当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。